第四十四条の三　法別表八十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条第一項本文の保険金若しくは同条第三項の仮払金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二　農水産業協同組合貯金保険法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務

三　農水産業協同組合貯金保険法第七十条第二項本文の貯金等債権の買取りの請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四　農水産業協同組合貯金保険法第七十条第二項ただし書の支払に関する事務

第四十九条の二　法別表九十九の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百九十五条本文の更生手続に属する行為の実施に関する事務

二　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百六十六条本文の再生手続に属する行為の実施に関する事務

三　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第五百七条本文の破産手続に属する行為の実施に関する事務

第五十二条の三　法別表百五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第十九条本文の再生手続に属する行為の実施に関する事務

二　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第四十条本文の破産手続に属する行為の実施に関する事務

第五十二条の四～第五十二条の七　［略］

第五十六条　法別表百四の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（以下この条において「旧公認会計士法」という。）第十七条の会計士補の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公認会計士法第二十条の会計士補の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公認会計士法第二十一条第一項の会計士補の登録の抹消に関する事務

第六十六条　法別表百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第三条第五項の受給事由の消滅の確認に関する事務

三　［略］

第四十四条の三　法別表八十二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

第五十二条の三～第五十二条の六　［同上］

第五十六条　削除

第六十六条　［同上］

一　［同上］

［新設］

二　［同上］